

療養費支給申請書及び総括表の一部負担金表記変更につきまして

令和4年6月29日に厚生労働省保険局医療課から通達がございました以下の疑義解釈資料「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について、の問118において「**施術内容欄の一部負担金の金額は施術内容欄の合計欄の額から請求額欄の額を差し引いた金額を記入する**」ということが新しく明記されたことを受けて一部負担金の表記を以下のように変更しております。

尚、申請書と総括表Ⅱの表現の変更のみで計算自体は6月22日リリースのままです。

<一部負担金の表記方法>

変更前：一部負担金 … 療養費合計× 利用者負担額 (1円未満四捨五入)

例) 療養費総額 14,172円、保険負担率9割、自己負担率1割の場合

合	計	14,172円
一	部 負 担 金 (1割・2割・3割)	1,417円
請	求 額	12,754円

○保険請求額 = 療養費総額 × 9割 = 12,754.8円 端数処理後：12,754円

○一部負担金 = 療養費総額 × 1割 = 1,417.2円 端数処理後：1,417円

この場合、療養費総額との差額 -1円が発生します。

変更後：一部負担金…療養費総額 - 保険請求額

合	計	14,172円
一	部 負 担 金 (1割・2割・3割)	1,418円
請	求 額	12,754円

療養費支給申請書の一部負担金の表記は、療養費総額から請求額を引いた額が表示されます。

今回、療養費支給申請書の一部負担金の表記を変更したことに伴い、受領委任療養費支給申請総括表(Ⅱ)の一部負担金の表記についても、療養費支給申請書の一部負担金の表記と合わせる対応を行っています。

敬具